

差止請求制度に係る国会答弁

差止請求の対象範囲について

(平成12年4月19日 衆 商工委 公正取引委員会委員長答弁)

先ほどお答えいたしましたけれども、理想を申しますれば、おっしゃるように、独占禁止法違反のものをすべて包含するのがあるいはいいかも知れませんが、私ども、差し当たり不公正取引に絞った理由は、独占禁止法違反と申しましても、私的独占あるいは不当な取引制限というのは極めて公的な色彩が強い。不公正な取引方法というのは私的な色彩が強いということからしますと、不公正な取引方法に係る違反について私人が差し止め請求するというのとは一番素直ではなからうかというのが一つの考え方でございます。

談合とかそういうものについて仮に私が訴えを出すとしましても、私人としては非常に間接的な侵害になるものですから、これを差し止めるというのは立証上も大変難しい問題があるんじゃないかならうかという問題がございます。

それから、外国との制度の相違でございますが、先ほど申しましたように、アメリカではすべて差し止め請求の対象になっているようでございますが、実態はやはり日本でいう不公正な取引方法の件が圧倒的に多いようでございます。

そういうことからして、まず第一歩として、不公正な取引方法について差し止め請求を認めるというのが一番妥当な方法ではなからうかというふうに思います。

それから、以下私の個人的な見解であります。現在、すべて裁判所へ持っていくということは、やはり裁判所の受け手という立場からいうとやや難しい点があるのではなからうか。それは、先ほど申しましたように、司法制度改革ということとセットにしてやはり考えていくべきではなからうかということでもございましたので、委員御指摘のような御議論を全面的に否定するわけではございませんが、将来の研究問題として十分我々は念頭に置かねばならないことだと考えております。

「著しい損害」要件について

(平成12年5月11日 参 経済産業委 公正取引委員会経済取引局長答弁)

改正法の二十四条で、今の御指摘の差しとめ請求ができる場合、これは、「違反する行為によつてその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、」となっているわけでございます。

この「著しい」という要件がなぜ入っているかという御質問でございますが、我が国の民事法におきましては、被害に対する救済手段というのは、これは事後的な金銭賠償による、これが原則でございます。差しとめは非常に例外的なものでございます。したがって、一般に損害賠償を認容する場合よりも高度の違法性を要するということに解されておりまして、このために「著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるとき」と規定したものでございます。

著しいとはどういうことかと申しますと、個々の被害者の損害の質、量において著しいことを意味しておりまして、終局的に、最後になって金銭賠償ということも可能であっても、損害の質、量において著しいと判断される場合にはその要件に当たるというように考えておるわけでございます。実際にどのようなケースが考えられるかということにつきましては、例えば共同の取引拒絶や排他条件つき取引によりまして市場に参入できないとか、あるいは事業活動が困難になるというような場合が当たるかと思えます。

また、損害はだれの損害かということにつきましては、違反行為によりましてその利益を侵害された者、被害者の財産的な損害でございます。

また、著しい損害の不利益ということにつきましては、被告側の差しとめによりまして受ける不利益との比較考量をされるかどうかということでございますが、著しい損害であるかどうかということは裁判所が個々に判断することであるということございまして、やはり受ける侵害の程度あるいは守るべき法益ということにかんがみまして著しいかどうか、質、量によって判断するということであるかと思えます。